

岐阜県シニアソフトボール連盟 規 約 (平成30年)

第1条、名 称

本会は岐阜県シニアソフトボール連盟と称し、その事務所は事務局長宅に置く。

第2条、後 援

岐阜新聞、岐阜放送、ダイワマルエスゴム(株)。

第3条、目 的

日本全体が高齢化に向かう社会にあって、何時までも若々しく、
より豊かな人生を送るため、ソフトボールを通じて、相互の親睦と交流を進め、
さらに健康維持、増進に努め、生涯活動の活性化を図る事を目的とする。

第4条、事 業

年間を通じ各地区持ち回りにてリーグ戦を開催し、納会時に表彰する。

第5条、組 織

県シニアソフトボール連盟に登録したチーム、会員にて組織する。

第6条、会 員

岐阜県内に在住するか、県内に存在する職場に勤務する、年齢59才(翌年度4月1日以前の満年齢)以上の男子で、なおソフトボール愛好者とする。(年齢厳守)

第7条、役 員

本会は次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
		専務理事	1名
		常任理事	(チーム代表)
		理 事	(チーム監督)
連盟強化本部長	1名	副本部長	数名
事務局長	1名	副事務局長	1名
財務長	1名	副財務長	1名
審判長	1名	副審判長	数名
記録部長	1名		
監査役	2名		

上記役員以外に、名誉会長、相談役をおく事が出来、その委嘱は会長とする。

第8条、役員選出

会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、連盟強化本部長、副本部長、事務局長、副事務局長、財務長、副財務長、審判長、副審判長、記録部長、監査役は理事会にて推举。

第9条、役員任務

- (1) 会長は本会を代表し、会全般を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事長は理事会を代表して事業の総括をする。
- (4) 副理事長は理事長を補佐する。

- (5) 専務理事は理事長のもとで、理事業務全般を運営する。
- (6) 連盟強化本部長は組織の拡大、会員の増強を行う。
- (7) 事務局長は、会長、理事長の指示を受け、連盟の事業、事務の全般を指揮する。
- (8) 財務長は、本会の財務業務を行い、必要に応じ理事会に報告する。
- (9) 理事は本部役員を兼ねる事ができる。
- (8) 役員の任期は2年として、再任を妨げない。

第10条、会議

- (1) 本会は年1回、総会を開催する。又、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (2) 理事会は会長が招集して、理事長が議長となり会議を行う。
- (3) 総ての会議は連盟役員の2分の1以上の出席（委任状も含む）により開催し、過半数の同意を得て決定する。
- (4) 監査役は年度末に会計監査を行い、総会時にその報告を行う。

第11条、会計

本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費（チーム登録費）、その他の収入。
- (2) 年会費はチーム登録費として1チーム￥30,000とする。
1／2ずつの分割納入も可とする（納入期限、1回目は新年総会時、2回目は6月30日とする）
- (3) 使途は通信連絡費、会場使用料、諸経費等、連盟運営費に充当する。

第12条、登録

当連盟の所定の登録用紙に住所（町名番地まで）、氏名等を正確に記入して事務局に提出する。（締切は新年総会時まで）

登録チームの適格性については、理事会で決定。

第13条、試合規則

- (1) 連盟登録チームは年間を通してリーグ戦に優先的に参加する。
本連盟のリーグ戦以外のリーグ戦に出場することは原則として認めない。
万一、出場を希望する時は、役員会の承認を得る事。
- (2) グランドの確保。各チームは年間、最低1回はグランドを確保する様に努力する事。
- (3) 各チームは試合内容充実向上のため正式審判員の帶同に努力する事。
- (4) 細則
 - (イ) 試合日、現地集合は8時00分。監督会議は8時15分。
試合開始は9時00分。年間を通じてこれを原則とする。
但し、10月、11月は現地集合を9時00分とし、監督会議は9時15分、試合開始を10時00分とする。
 - (ロ) 試合は70分。（時間優先）7回戦とし、5回以降7点差以上はコードゲーム適用。延長戦はなし。引き分けは有り。
少しでも時間のある時は、試合を続行する。

新しいイニングに入ったら、時間で切らないこと。

尚、当日の天候、その他の事由により、監督会議の議決を経て、時間を短縮する場合がある。

但し、ハイシニア及び古希の試合については、60分（時間優先）
5回戦とし、コールドゲームは適用しない。

- (ハ) 主審は時間を教える義務はない。
- (二) 競技規則は、当連盟（申し合わせ規則）試合規則の外、当該年度のオフィシャルルールによる。
- (ホ) 試合開催地協力チームに協力費として下記に従い支給する。

開催日1日2面確保を原則として、1日～¥3,000.

1面しか確保できない場合は¥1,500.

石灰代等はこの中に含まれるものとする。

上記金額をオーバーした場合は、開催チームの負担とする。

- (ヘ) ベース、ラインカーは開催地の責任で準備する事。
不足の場合は近隣チームに要請する。
- (ト) 使用球は本連盟では、ダイワマルエスボールを使用する。
- (チ) 本連盟の主催する試合に関して発生する総ての傷害について、本連盟は一切責任を負うことは出来ません。
全員が保険に入っていただき、健康保険証等を持参の事。
- (リ) 試合開催地に迷惑をかけないよう、規約を遵守する事。
特に不法駐車はしない事。
- (ヌ) 開催地の天候が不明確な場合は、開催地の担当チームに確認をとり、
勝手な判断をしない事。
大会開催地のチームは問い合わせに応じる事。
大会開催地の担当者から、参加チームへの連絡はしない。
問い合わせ時間は6:00~。

各チームの連絡先は別紙に定める。

試合開催の可否は、開催地の担当チームと理事長合意の上決定する。

- (ル) チームの出席人員不足による試合不参加を救済する為、下記の条件で、他チーム選手の応援補充を認める。
 - (a) 補充選手は2名までとする。
 - (b) 補充選手をバッテリーに起用してはならない。
 - (c) 先発は在籍選手を優先起用し、在籍選手全員が1回以上打席に入る事。
 - (d) 2名を超えた在籍選手をベンチに残して、補充選手を優先起用してはならない
 - (e) 補充選手は当連盟に選手登録されていること。

第14条、棄権、不正

- (1) 試合会場では、総てに対しスポーツマンシップにのっとり行動をする事。

これに反したと見なされたときは、参加役員の判断により速やかに、何らかの処置をとり、後日、理事会にて協議する。

(2) 未登録選手、年齢偽り、替え玉等不正選手は認めない。

もし発覚した場合、チームはコールド負けとし、以降の試合参加(チームの)を調整する。

(3) 当日の棄権は認めない。

当日棄権をすると相手チームに不快な迷惑をかけるので充分注意する事。

もし万が一、棄権したときはコールド負けとする。

(4) チームの役員は、試合日程をよく確認し、事務局へ、参加、不参加を、10日前に連絡する事。

(5) 来た時よりも美しく。試合終了後は整備清掃を確実に行う事。

第15条、ハイシニア・リーグ及び、古希リーグ戦

(1) シニア登録チームの有資格選手でチームを編成する。

年齢制限は、ハイシニアは65歳、古希70歳（翌年度4月1日以前の満年齢）以上とする。

(2) 当連盟にチーム登録をする。

シニア登録書に有資格者として記載すれば、新たに登録する必要はない。

但し、複数のチームの連合として編成する場合は、所定の用紙（様式3）で別に登録すること。尚、登録料は不要とする。

(3) 運営は当連盟の規約に準じて行う。

(4) 試合日は平日に行う場合がある。

(5) 表彰は、その年度の参加チーム数、試合実施状況等を勘案して、役員会で定める。

第16条、表彰規定

(1) 団体表彰

(イ) 年間リーグ戦の合計勝点で順位を定める。

同一勝ち点の場合は、得失点差の合計により順位を決める。

(ロ) 単純勝点の採点方法は次の通りとする。

勝ち～+2点。 引き分け～+1点、 負け～：0点。

(ハ) 表彰対象及び内容は次の通りとする。

シニアの部

優 勝： 優勝旗、賞状、副賞

準優勝： 賞状、副賞

三 位： 賞状、副賞

敢闘賞： 賞状、副賞（この賞は随意とする）

ハイシニアの部

優 勝： 賞状、副賞

古稀の部

優 勝： 賞状、副賞

(2) 個人表彰

(イ) 団体表彰チームから推薦された所属の選手、各1名を次の通り表彰する。

シニアの部

最高殊勲選手：賞状、副賞（優勝チーム）

最優秀選手：賞状、副賞（準優勝チーム）

優秀選手：賞状、副賞（三位チーム）

ハイシニアの部

最優秀選手：賞状、副賞（優勝チーム）

古稀の部

最優秀選手：賞状、副賞（優勝チーム）

(ロ) 各クラスに於いて、投手部門と打撃部門で優秀な成績を残した選手を表彰する。

投手部門～**最優勝投手**を1名（賞状、副賞）、計3名。

選考基準は**勝数と勝率をポイントに置き換え、合計点で判定する。**

同点の場合は高齢者の順とする。

打撃部門～長打賞を1名（賞状、副賞）、計3名。

選考基準は長打（2塁打以上）の本数とし、同数の場合は本塁打、3塁打、2塁打の多い数、高齢者の順とする。

第17条、慶弔

本連盟に登録されている役員、選手に慶弔があった場合は、下記の通りとする。

本連盟への貢献度を考慮して、役員会が適宜対応する。

第18条、年度

年度はその年の1月1日～12月31日とする。

第19条、附則

本規約は、逐次、状況の変化により改正する。

本規約は、平成16年2月8日より施行する。

本規約は、平成18年8月12日より施行する。

本規約は、平成19年8月8日より施行する。

本規約は、平成20年2月17日より施行する。

本規約は、平成21年2月16日より施行する。

本規約は、平成22年1月1日より施行する。

本規約は、平成23年1月1日より施行する。

本規約は、平成24年1月1日より施行する。

本規約は、平成25年1月1日より施行する。

本規約は、平成26年1月1日より施行する。

本規約は、平成27年1月1日より施行する。

本規約は、平成28年1月1日より施行する。

本規約は、平成29年1月1日より施行する。

本規約は、平成30年1月1日より施行する。

* (今回変更分は太字でアンダーラインを表示したヶ所)

以下余白